

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 31 条第 1 項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲
(該当する□にレを記入)

☐ 建築物全体
☐ 複合建築物の住宅部分
☐ 複合建築物の非住宅部分
- 2 計画の評価方法
(該当する□にレを記入)

住宅部分：
☐ 標準計算法 ☐ 誘導仕様基準
☐ 計算法と仕様基準の併用
非住宅部分：
☐ モデル建物法 ☐ 標準入力法等

3 手数料額の計算

申請の種類(該当する□にレを記入)		適合証等がある場合	適合証等がない場合
☐ 一戸建て住宅	m ²	別表 5 (1) ア 円	別表 5 (2) ア 円
☐ 一戸建て住宅以外の建築物	住宅部分の床面積の合計	別表 5 (1) イ (ア) 円①	別表 5 (2) イ (ア) 円④
	住戸の数が 1 である複合建築物の住宅部分の床面積	別表 5 (1) ア 円②	別表 5 (2) ア 円⑤
	非住宅部分の床面積の合計	別表 5 (1) イ (イ) 円③	別表 5 (2) イ (イ) 円⑥
	合計	① + ② または ① + ③ 円	④ + ⑥ または ⑤ + ⑥ 円

合計 円

(注意)

- 1 「別表」とは、調布市手数料条例別表第 2 を指します。
- 2 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 31 条第 2 項の規定において準用する同法第 30 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に調布市手数料条例に定める額を加えます。
- 3 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいいます。